

## 感染症による出席停止について

学校保健安全法による感染予防を必要とする疾病（下記）に罹っていると思われる場合には、医療機関を受診するとともに、医師に指示に従い、ご家庭における健康管理をよろしくお願いいたします。

なお、登校の許可が出たときは下記の用紙を医療機関にて記入していただき、担任まで提出してください。※証明書が有料になる場合は、保護者が記入して提出してください。その際、医療機関名・医師名の記入は必要ありません。

### ☆☆ 出席停止期間の基準 ☆☆

第一種：感染症予防法に定められた感染症、指定感染症及び新感染症等（エボラ出血熱・SARS・MERS・鳥インフルエンザ等）で、完全に治癒するまで。

第二種：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び 新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種：その他の感染症（コレラ・腸管出血性大腸菌感染症<O-157 等>・流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎・流行性嘔吐下痢症・感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・手足口病等含む）  
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

----- キリトリ -----

### 感染症による出席停止（解除）の連絡

\_\_\_\_\_  
学年 組 席 名前

1. 病 名 \_\_\_\_\_

2. 出席を停止した期間 令和 年 月 日より 月 日まで  
上記の者は、感染のおそれがない状態までになりましたので、登校しても差し支えないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名  
医師 名